水 給 第 236 号
令和 8 年 10 月 19 日

指定給水装置工事事業者　各位
指定排水設備工事事業者　各位

鹿 児 島 市 水 道 局
給 排 水 設 備 課 長
（ 公 印 省 略 ）

管工事（給水・排水）申込み事前協議書の一部改正について（通知）

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、「管工事（給水）申込み事前協議書」及び「管工事（排水）申込み事前協議書」について一部改正を行いますので通知致します。改正内容は下記をご確認ください。

【改正内容（以下の内容を追記)】

道路形態（無償譲渡有の場合）

・道路（管路用地部）は、幅員が１．０m以上確保されていること。
・将来的にも道路が封鎖されることなく、常に人の往来ができる状態であること。
・上下水道施設の維持管理上、支障ない道路であること。
（緊急時や修繕時等に道路で掘削や作業ができる状況）

付帯条件等

・道路形態によっては、別途、協議(確認)が必要となる場合があります。

【改正版の配布】

改正後の協議書の様式につきましては、水道局ホームページの様式集（給水装置工事及び排水設備工事）からダウンロードできます。

【問い合わせ先】　給排水設備課
南部審査係：℡　０９９－２１３－８５２３
北部審査係：℡　０９９－２１３－８５２４